

報酬等に関する開示事項

1. 当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」といいます。）を除く当行の取締役および監査役であります。（直近の事業年度中に退任した役員を含みます。）

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当するものはおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等をいいます。

なお、当行グループにおいて、具体的にこれに該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

当行グループにおいては、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」に該当する者はおりません。

(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、そのものが通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与えるものであります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬等の限度額ないし枠を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬等の個人別の配分については、取締役会に一任されており、監査役の報酬等の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

「対象役員」の報酬等に関する方針について

当行は、役員の報酬等の構成を、

- 基本報酬（株主総会で定められた確定金額報酬）
- 業績連動報酬
- 株式報酬

としております。

① 取締役に対する報酬

基本報酬は、取締役の役位に応じて決定しております。業績連動報酬は、業績の向上への意欲を高めることを目的とし、株主総会において決議された当期純利益の水準による報酬枠の範囲内で、取締役の役位に応じて配分しております。株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、取締役の役位に応じて配分しております。

② 監査役に対する報酬

監査役に対する報酬は、基本報酬のみとし、常勤監査役と社外監査役の区分に応じ、一定額を支給することとしております。

3. 当行グループの対象役職員の報酬の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で取締役、監査役別の報酬限度額ないし報酬枠が決議され、その範囲内で決定される仕組みになっております。

なお、当行グループは対象役職員の報酬等のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

4. 当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額					変動報酬額の総額				退職慰労金	その他
			基本報酬	ストックオプション	株式報酬	その他	業績連動報酬	賞与	その他				
対象役員 (除く社外役員)	10	317	244	184	—	59	—	73	73				
対象従業員等	0	—	—	—	—	—	—	—	—				

5. 当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。